

## 試験研究等の場合の非営利の確認の取扱い

### 第1 趣旨

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第2条各号に掲げる漁業の種類に該当する漁法により行う、営利を目的としない試験研究、教育実習等（以下単に「試験研究等」という。）については、漁業を営むと認められないものであることから、漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第1項の許可は本来不要である。

しかしながら、実際上は「漁業を営まないこと」に該当するかどうかは明らかでない場合もあり、試験研究等の安定性を確保するため、農林水産大臣が、試験研究等を行おうとする者に対して、当該者の行おうとする行為が「漁業を営まない」行為に該当するものであることの確認（以下「非営利の確認」という。）をする手続を定めることとする。

### 第2 「非営利の確認」を行う基準

#### 1 試験研究等の類型

「非営利の確認」を行う試験研究等は、次の(1)から(3)までに掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（水産に関する学科を置くものに限る。）若しくは大学、独立行政法人、地方独立行政法人、これらの者の委託を受けて試験研究若しくは教育実習を行おうとする者又は農林水産大臣が適当と認める者が行う試験研究若しくは教育実習
- (2) 上記(1)に掲げる者以外の者が、新漁具若しくは新漁法の開発又は実証のために行う試験であって、水産資源の保存及び管理並びに漁場の使用に関する紛争の防止の観点において支障がないと認めるもの
- (3) 新造船による網おろし、海底清掃等、その目的及び態様から明らかに漁業を営むと認められないもの

#### 2 適格性

1の規定にかかわらず、試験研究等を行おうとする者が次の(1)から(4)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、「非営利の確認」を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 試験研究等を行おうとする者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- (3) 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
- (4) 試験研究等を行おうとする者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

#### 3 確認の条件

「非営利の確認」を行うに当たり、次の(1)から(3)までに掲げる事項のほか必要な条件を付けるものとする。

- (1) 「非営利の確認」を受けた者は、試験研究等を行うときは、第4の「非営利の確認」を証する書類を携帯し、漁業監督官又は漁業監督吏員から要求があるときはこれを提示すること。
- (2) 「非営利の確認」を受けた者は、試験研究等を行うときは、別記様式第1号の旗流を掲揚すること。
- (3) 「非営利の確認」を受けた者は、試験研究等の終了後、当該試験研究等の結果について、速やかに農林水産大臣に報告すること。

### 第3 「非営利の確認」の申請

「非営利の確認」を受けようとする者は、農林水産大臣に対して、船舶ごとに、別記様式第2号の試験研究等に関する申請書に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。ただし、「非営利の確認」を行うかどうかの判断に必要なないと認めるときは、これらの書類の添付を省略させることができる。

- 1 試験研究等に係る計画書
- 2 試験研究等を行おうとする者が第2の2の(1)から(4)までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 3 漁船法（昭和25年法律第178号）による漁船の登録の謄本及び船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく船舶検査証書の写し
- 4 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合にあっては、当該権利を有することを証する書面
- 5 その他「非営利の確認」を行うかどうかの判断に関し必要と認める書類

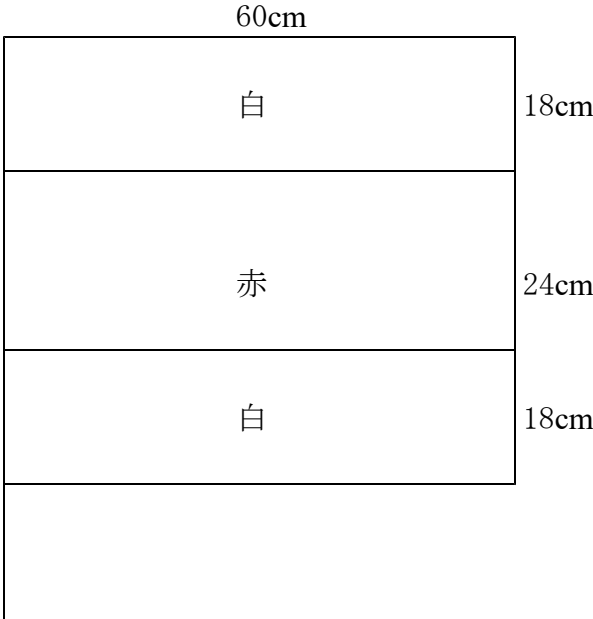
### 第4 「非営利の確認」を証する書類の交付

「非営利の確認」をしたときは、当該「非営利の確認」を受けた者に対して、「非営利の確認」を証する書類を交付するものとする。この際、当該「非営利の確認」を証する書類には、第2の3の条件を記載することとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 「試験操業の許可等の取扱いについて」（昭和38年水漁第2987号）は、廃止する。

別記様式第 1 号



別記様式第 2 号

試験研究等に関する申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記により、「非営利の確認」を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 目的

2 試験研究等の内容

- (1) 名称
- (2) 漁具・漁法
- (3) 主たる対象種
- (4) 根拠地及び陸揚港
- (5) 操業区域
- (6) 操業期間

3 使用する船舶

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船名
- (3) 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
- (4) 船質
- (5) 船舶総トン数
- (6) 電波機器等の有無及びその種類

4 資料整備の方法

5 実績があるときは、その概要及び結果

6 収支の見込み

7 その他参考となる事項

(備考)

- 1 「試験研究等の場合の非営利の確認の取扱い」(令和2年11月17日付け2水管第1584号水産庁長官通知。以下「取扱通知」という。)第3の規定に基づき、申請書には次の(1)から(5)までに掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 試験研究等に係る計画書
  - (2) 試験研究等を行おうとする者が取扱通知第2の2の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - (3) 漁船法(昭和25年法律第178号)による漁船の登録の謄本及び船舶安全法(昭和8年法律第11号)に基づく船舶検査証書の写し
  - (4) 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合にあっては、当該権利を有することを証する書面
  - (5) その他「非営利の確認」を行うかの判断に関し必要と認める書類
- 2 1(2)の書面は、別紙を参考に作成する。
- 3 試験研究等を行うに当たり、農林水産省令の規定であって漁業法(昭和24年法律第267号)第119条第2項各号に掲げる事項に関するものの適用除外の許可が必要となる場合は、「漁業法施行規則第34条の規定に基づく試験研究等の場合の適用除外の許可に関する事務処理要領」(令和2年11月17日付け2水管第1583号水産庁長官通知。以下「事務処理要領」という。)により申請するものとする。この場合、適用除外の許可を行うに当たっては、事務処理要領に基づき審査するものとする。

(別紙)

宣誓書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 試験研究等を行おうとする者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
- ④ 試験研究等を行おうとする者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの